平成２７年（フ）第９２４５号
神奈川県横浜市神奈川区新子安１丁目２－３－902
債務者　持留　洋平
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２４６号
東京都世田谷区代田２丁目11―10―305
債務者　上地　世羅
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２４７号
東京都杉並区宮前３丁目20―19
債務者　古谷　太一
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５２号
東京都八王子市鹿島16－５－207
債務者　岩田　和夫
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５３号
東京都西東京市田無町４丁目８－８－101
ハイムカトレア田無Ⅱ
債務者　羽鳥　克巳
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５４号
東京都品川区荏原３丁目８－19―307
債務者　尾崎　　大
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５５号
東京都国分寺市本町４丁目11－９－101
債務者　友田美乃理
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６１号
東京都青梅市裏宿町628
債務者　畑　　良治
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６３号
東京都中野区江原町２丁目31－７－603
債務者　平林　凱郎
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６５号
東京都荒川区町屋６丁目37－１－902
債務者　澤田　和也
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６９号
東京都北区滝野川７丁目39－３－205
債務者　井口　正行
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２８７号
東京都町田市小川３丁目６－12
債務者　大野　　学
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２８８号
神奈川県横浜市港北区樽町１丁目１－２－402
債務者　水谷貴美子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２９０号
東京都江戸川区春江町４丁目18－８－402
債務者　齊藤真由美
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２９１号
東京都世田谷区代田１丁目１－14　金生ハイツ１－Ａ
債務者　河上　芳子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２９３号
東京都江戸川区江戸川５丁目39―202
債務者　宍戸　　清
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部